**5月7日付「申入書」に係わる追加質問及び要請**

東京都教育委員会

教育長　中井　敬三　殿

１．３月２０日付「申し入れ」（要請）への回答に関してその期限を第５回東京都教育委員会定例会の前日３月２５日としたが、回答が４月１４日と２０日も遅れた経緯と理由の釈明を求める。ちなみに、昨年度は３月２０日の「申し入れ」（要請）に対して回答期限（都教委定例会前日）の３月２６日に回答があった。

２．３月２０日付「申し入れ」（要請）の６で「2月26日付の「要請書」に対する「回答」（3月13日付）で「要請項目に答えていないので再回答を求める。」として以下の項目を申し入れた。

　「①処分取消が確定した２１名の原告に謝罪するのか。再び「違法な」処分をすることがないように再発防止策を講じるのか。また誰が「違法行為」の責任を取るのか（今回追加）。

　　②処分取消に伴う「給与等の是正措置」を一括して処理せず、現職者9名（再任用2名を含む）を先行させた理由を明らかにすること。

　　③履歴カードからの「処分履歴」抹消は行われたのか。

　　④都教委ホームページでの処分取消の公表は行うのか。

⑤永年勤続表彰に伴うリフレッシュ休暇、退職時感謝状その他に関わる名誉・権利回復措置を講じるのか。

⑥再処分を行わないこと、また、再処分に向けた事情聴取を行わないこと。」

そして「以上は、原告らが所属する原告団の再回答の要請であり、『個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません。』と繰り返すことなく、誠実に回答すること。」を求めた。

さらに、要請において「都側の回答は、内容的に不十分であるだけでなく形式的にも全く回答の体を成していない」との批判が相次ぎ、司会からも「最低限、項目ごとに誠意をもって回答せよ」とのまとめがされ、総務部教育情報課長も「要望はきちんと伝える」と回答した経緯がある。

ところが、４月１４日付「回答」（所管：人事部職員課）では、「前回の要請事項とほぼ同様の内容であり、改めて回答する必要性を認めません。」と居直り、前回の回答を繰り返している。

このような不誠実な対応が続くならば、都教委と私たちの信頼関係は根底から失われると言わざるを得ない。さらには、以前から指摘しているように、直接所管課に要請することができず、教育情報課を通じて回答を受け取るというシステムそれ自体の有効性が問われることになる。私たちの指摘を真摯に受け止め、最低限、項目ごとに誠意ある回答をするよう、改めて要求する。

この間の私たちの要請・申し入れに対して都教委は内容・形式ともに不誠実かつ権力的な回答を繰り返している。その点については、「窓口」として要請・申入れの趣旨を各所管課に正確に伝え、かつ回答内容を「取りまとめ、整理」して回答すべき教育情報課の責任も極めて大きいと言わざるを得ない。このような事態に対する、教育情報課自体の見解を伺いたい。

３．東京地裁判決（2015年1月16日）で減給処分取消が確定した原告（21名）の内、再処分をされた現職教員（9名）を除く退職者12名の「給与等の是正措置」及び「「遅延損害金」等の実損回復の手続きがなされていない。このままでは新たな遅延損害金も発生する。

　　退職者の実損回復の手続きが遅れている経緯と理由の釈明を求める。

４．都立高校教員への再処分についての都教委のホームページ公表の文書（３月３０日付）では、「４　その他」で「本件服務事故については、平成２７年１月の東京地方裁判所判決により、東京都教育委員会が発令した減給処分が取り消され、同処分の取消し が確定したことから、判決を踏まえて懲戒処分の程度を検討し、改めて戒告処分を行った。」としている。しかし都立学校教職員向けのパソコン端末（タイムス）での「服務事故のお知らせ」の添付文書では、この「その他」の部分が全面的に削除されていた。７年前の事案で戒告処分を科した事由を教職員に意図的に知らせない対応を行った理由を明らかにすること。

２０１５年５月７日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

　　共同代表　　岩木　俊一　　星野　直之

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

携帯：０９０－５３２７―８３１８

＜回答期限＞　２０１５年５月１２日（火）。上記近藤まで文書で回答すること。